事業所名	明徳舘学童クラブ								
事業者名	学校法人 明德舘								
自己検査日	令和5年 5 月 12 日								
自己検査結果 記入者									
調査 実施日	令和5年 12 月 5日								
調査 対応者	こども支援課 こども支援係 主査 山岸 照幸								
調査員	こども支援課 こども支援係 主査 小檜山 亜沙美								

自己検査項目を踏まえ、自己検査判定を入力してください。(色付きの欄を入力)

<自己検査判定の目安>

〇:適合している

△:適合していないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの

×:適合していない

該当なし:該当がない項目の場合

1 開所時間及び開所日

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。 〔基準条例第19条第2項〕 〔運営指針 第4章 3〕	【開所(予定)日数】 開所 予定 253 日	0		Α	

1

2 放課後児童支援員等の数及び資格

	確認項目 ※かっコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)			自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
		条件を満たしていることを確認	忍(任意の1か月を抜粋	<u>.</u>				
	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間	確認月	7	月				
(1)	帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2 人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。		いて、出勤簿や勤務ローテー の単位ごとに職員を2人以		0		А	
	〔基準条例第11条第2項〕 〔運営指針 第4章 1〕	☑ 上記のうち、支持 童支援員である	援の単位ごとに少なくとも 1 . る。	人以上は放課後児				
		☑ 出勤簿や勤務I 況の記載が一致	ローテーション表、クラブ日誌 效している。	にある職員配置状				
	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、いわ	最新の職員名簿:	5月10日 現在					
(2)	き市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準 に関する条例第11条第3項に該当する者である。	職員数:	8 人		0		Α	
	〔基準条例第11条第3項〕	うち放課後児童支援員として 行っている職員の人数:	ち放課後児童支援員として届出を ニーフている職員の人数:					
	放課後児童支援員及び補助員は専任である。	※労働契約書(兼労働条化か	※労働契約書(兼労働条件通知書)等から以下のことが読み取れるか。					
(3)	※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後 児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。 〔基準条例第11条第5項〕		労働契約書(兼労働条	全件通知書)	0		А	
		_ :	その他()				

3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)	
	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養	体調の悪い時等に静養することができる場所	听:					
(1)		職員室内休憩スペース			0		Α	
(1)	〔基準条例第10条第1項〕	児童が遊ぶ場所(室内・室外)			U			
	〔運営指針 第6章 1〕	明德舘幼稚園 園舎2Fと3F・園庭						
	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な	☑ ロッカー ☑ 手洗し	場(共用含む)	☑机				
(2)	備品を備えている。 〔基準条例第10条第1項〕	☑ 下駄箱(共用含む) ☑ トイレ	(共用含む)		0		Α	
	〔運営指針 第6章 1〕	□ その他 ()				
	採光及び換気が確保されていること。 (基準条例第6条第5項、第10条第4項)	取組事項:						
(3)		換気は、常時窓を開けて行い、採光は、É いる。	目然採光や照明を	器具にて確保して	0		А	
		取組事項:						
	衛生が確保されていること。 〔基準条例第6条第5項、第10条第4項、第14条第 1項〕	支援提供時間前後に、毎日清掃・消毒を	行っている。		0		А	
	専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね1.65㎡以上である。	①専用区画の面積:	154.031					
(5)	上でのる。 [基準条例第10条第2項〕 〔運営指針 第6章 1〕	②届出定員: ③児童1人あたりの面積(①÷②):		人 4.40 ㎡	0		А	

4 非常災害に対する措置

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)			自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)	
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。 (基準条例第7条第1項) (運営指針 第6章 2)	☑ 消火器等の消防用具の☑ 消火器等の消火用具の	☑ 消火器等の消火用具や非常口を設置している。☑ 消火器等の消防用具の場所・使用方法を職員が知っている。☑ 消火器等の消火用具の使用期限がきれていない。☑ 消火器は歩行や避難の邪魔にならず、必要なときに瞬時に持ち					А	
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。 (基準条例第7条第2項) (運営指針 第6章 2)	☑ 職員がマニュアル保管場所を知っている			0		А		
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。 〔基準条例第20条、第21条、第22条〕 〔運営指針 第6章 2〕	保護者との共有方法: 入会時に共有 学校との共有方法: 学校からの緊急の連絡は、保護者と同様メールで受信することができるが、 当クラブは学校の敷地外に所在するため、学校との連絡が必要な場合は、 原則、保護者を介している。				0		Α	
	非常災害に対する定期的な訓練(<u>避難訓練、消火訓</u> 練をそれぞれ)を年2回以上実施している。	記録方法: 実施日及び 実施予定日	記録の 有無		東の種類 fるものに〇) 消火訓練				
(4)	※同日に避難訓練と消火訓練を行った場合はどちらも1回実施したと判定します。 〔基準条例第7条第1項、第2項、第3項〕	令和5年6月16日 令和5年11月24日	有有	0	0	0		А	
	(運営指針 第6章 2)								

5 育成支援

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状	※子ども一人ひとりの心身の状態をどのように把握して 事項を記載し、適合しているかを判定します。	ているか、事業所での取組				
(1)	態を把握しながら、育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕	入会時に保護者から聞き取りを行ったり、明德舘幼稚園卒園児に関しては、 担任教諭より引き継ぎを行っており、児童の特性の把握に努め育成を行って いる。		0		A	
	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の 間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行って	※子どもが自発的に遊びの楽しさを共有していくようにいるか、事業所での取組事項を記載し、適合している					
(2)	いる。 (運営指針 第2章 4)	遊びの時間は、自由に遊びを選択させている。戸惑をし、支援員が一緒に活動に参加し、当該児童が新ができるよう他児童との関わり合いを補助している。	0		А		
		障害のある子どもを受け入れている:	受け入れていない				
		受け入れにあたり配慮していること:					
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	いわき市主催の障害理解教育講座を受講している	'o	0		A	
	〔運営指針 第3章 2〕	障害児の利用を断ったことがあるか:	ない	Ü		, ,	
		断った場合、その理由:					
	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中	※集団生活を行う上で配慮している事項を記載し、 す。	適合しているかを判定しま				
(4)	での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。 「運営指針 第2章 5〕	児童が興味を持ちそうな遊びや活動の提供を心が 心を通わせることができるよう配慮している。また、 份いに協力することの大切さを感じられるよう努めてい	系活動の時間を設け、互	0		Α	

(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との 信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について 保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。 〔運営指針 第3章 4〕	保護者から相談を受ける機会を設けているか、事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 お迎えの際にはその日の出来事や子どもの様子を伝えながら、何か困っていることはないかを尋ねたり、いつでも何でも遠慮なく話してほしい等の声かけをしている。	0		А	
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。 (基準条例第9条第1項、第2項) (運営指針 第7章 1)	 ※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 〈研修の参加(予定) 状況〉 ② 個人情報保護研修 ※全員必須 ② 障害理解研修 ② 人材育成研修 ② 市主催研修 ② 運営主体主催研修 □ その他 (〈研修の勧奨・周知方法〉 ② ミーティングでの周知・勧奨 ② 常勤職員からの声かけ □ その他 (〈研修計画の策定〉 □ 策定済 ② 未作成 (今年度末までに策定) 	Δ	研修計画については、今年度中に策定 予定	В	
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない 等、児童の人権に十分配慮している。 (基準条例第6条第2項、第12条、第13条) (運営指針 第7章 1)	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 実施内容(配慮内容): 受容的態度で、児童の話をよく聞くことを心がけている。また、トラブル等の際は、偏見を持つことなく、両者の意見を必ず聞くようにしている。	0		А	
	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。 (運営指針 第3章 3)	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 平常時の取組(虐待を見逃さない為に普段から心がけていること) 少しでも違和感を感じた場合は、さりげなく質問したり、身体をチェックしたりして、児童の心身の変化を観察し、職員で情報共有し日誌に記している。 虐待発見時の対応 市役所や児童相談所など、公的施設へ相談する。	0		А	

	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明すると	※事業所での取組事項を記	記載し、適合している	かを判定し	ます。				
(9)	ともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。 〔基準条例第20条〕 〔運営指針 第3章 1、4〕	他児童とのトラブルや体調不良等があった場合は、起こった事実や、それに対 しての職員の対応について、当日中に保護者に報告している。			0		А		
	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連	連絡先の管理者(管理場所を把握し、連絡 先を出せる職員):							
(10)	いる。	連絡先の管理方法:			住所録等を職員室管場所を把握してい	0		А	
	(基準条例第20条、第21条、第22条第1項) (運営指針 第6章 2)	関係機関への報告:			をやかに、市子ども に応じて学校に)連				
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した 場合には、こども支援課に事故報告書を提出している。	報告が必要な事故件数 (i は必須) :	通院が必要な事故	1	件	0		A	
(11)	(運営指針 第6章 2)	実際に報告した事故件数:		1	件	Ü			
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険 や傷害保険等に加入している。 (運営指針 第6章 2)	※賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険や傷害保険等に加入する必要があります。							
(12)		損害賠償保険名(保険会 社名及び保険名称) 施設賠償責任保険(ほけん工房 アス 7)			0		Α		
		傷害保険名(保険会社名 及び保険名称)	レかエーション傷害 ク)	『保険 (18	計ん工房 アス				
		学校との連携:	_						
(12)	利用者の通学する学校と連携している。 〔基準条例第21条〕	☑ 連携している	□ 連携してい のメール配信を受信		また 法集で登託	0		А	
(13)	〔運営指針 第5章 1〕	具体的な連 する1年生を	で下校指導中の先生 交時刻の変更の有無	とから引き		Ü		A	
		評価方法:							
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表 している。 (拝進条例第6条第4項)	保護者アンケートを実施し、 ている。	利用者の意見や要	望に耳を	頃け、改善に心がけ	Δ	市の指導監査に基づいた本チェックシート	В	
(14)	(基準条例第6条第4項) (運営指針 第7章 3)	公表方法:					を公表予定。		
	L連宮指針 第7章 3	メール、文書等							

6 おやつ等の提供

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(風邪やインフルエンザが流行る時期は、ビタミンCやポリフェノールを多く含む飲み物を提供している。	0		А	
		利用申込時に、保護者から医師の診断に基づく書類 (学校生活管理指導表等)の写しをもらっている				
(食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや 緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を 取り合い、安全に配慮して提供している。	→ 入会申込書に配慮すべき事項を記入してもらい、必要に 応じて保護者と面談を行うなどして連絡を取り合っている	0		Α	
	〔運営指針 第3章 1〕	食物アレルギーのある児童について職員が把握できるように職 員会議などで内容を共有し、おやつ提供時には必ず確認している。				

7 健康管理·安全確保

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回) 〔運営指針 第4章 6〕 〔労働安全衛生法第66条〕 〔労働安全衛生規則第44条〕	V	常勤職員について定期健康診断(毎年)を行い、健康診断結果を保管している。 ※ただし当該年度途中に雇用する職員の定期健康診断は、雇用時の健康診断と兼ねることができる			A	
		7	年度途中に新たに雇用した職員については、雇入時に 健康診断を実施している。	0		, ,	
		V	非常勤職員については、胸部X線を実施状況を把握している (全員)				
(2)	必要な医薬品(医薬部外品等)、その他の医療品を備えている。 (基準条例第14条第3項) (運営指針 第6章 2)		② 体温計 ② 水まぐら ② 消毒液 ② 絆創膏類② その他 (下記に詳細を記載してください)記載欄:			А	
		□ 備えてい	nteli				

(3)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努め ている。 (基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	情報収集方法:	メディアや保護者からの情報提供	0		А	
(3)		予防方法:	定期的に設備の清掃、消毒を行っている。また、使い捨てのペーパータオルを使用している。	O			
(4)	新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している。 (基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	多くの人が手? 用の遊具は、 塩素酸ナトリ! ごまめに手洗い ごまめに手洗い おやつの提供	多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、共用の遊具は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭している。 ② こまめに手洗いを行うようにしている。 ② 活動中において、本市方針を踏まえたマスクの着用をしている。 ② おやつの提供に際し、密にならないように対策しているか。			А	
(5)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。 (基準条例第10条第4項) (運営指針 第6章 2)	している 整理棚やロック	□ 地震により整理棚やロッカー等が倒れないように転倒防止策を している ■ 整理棚やロッカーに落下する恐れのある荷物等を積んでいない		可動式ロッカーの転倒防止対策につ いて早急に実施する。	В	

8 利用者への情報提供

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。 〔基準条例第15条〕	運営規程の改定状況: 最新の改定日 令和5年4月 運営規程に定められている項目: ② 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ② 開所している日及び時間 ② 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ② 利用定員 ② 通常の事業の実施地域 ② 事業の利用に当たっての留意事項 ② 緊急時等における対応方法 ② 非常災害対策 ② 虐待の防止のための措置に関する事項 ② その他事業の運営に関する事項(苦情への対応について等)			С	土曜日の開所時間について、 運営規程では午前7時30分から午後3時30分までと規定 しているが、6月10日(土)及び24日(土)について、支援員2名の出退勤時間が、午前7時30分以降に出勤し、午後3時30分前に退勤していた。また、運営規程に定める開所時間について、実情とあっていないのであれば、運営規程の見直しを検討するよう助言した。
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。 (運営指針 第4章 4)	周知方法: ② 利用者への配布	0		А	

9 要望及び苦情への対応

確認項目 ※かっ」()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な 計置を講じている。 〔基準条例第18条第1項〕 〔運営指針 第1章 3、第7章 2〕	窓口責任者:	鯨岡 美和				
(1)		連絡先:	0246-44-6264	0		Α	
		周知方法:	入会説明会要項に記載				
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	確認事項:		0			
		要望や苦情があった場合、職員会議等で内容を共有、検討し、改善に努め ている。				Α	

10 備える帳簿

確認項目 ※かっコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔労働基準法第107条、108条、109条〕	☑ 職員名簿 ☑ 資格を証明する書類(写) ☑ 賃金台帳 ☑ 出勤簿 ☑ 勤務ローテーション表 ☑ 超過勤務簿 ☑ 雇用通知書(労働契約書) □ その他(下記に詳細を記載してください) 記載欄:	0		А	
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕	☑ 備品台帳 □ その他 (下記に詳細を記載してください) 記載欄:	0		Α	
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第4章 7)	✓ 会計関係帳簿 ✓ 小□現金台帳 ✓ 通帳 ✓ 領収書(原本)	0		А	
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。 (基準条例第16条)	☑ 出席簿☑ 児童名簿☑ 入会(継続)申込書(利用申込書)	0		А	
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第3章 5)	☑ 業務の実施状況に関する日誌	0		А	
	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。 (運営指針 第3章 5)	日誌への記録有無: ② 毎日日誌がつけられている □ 日誌がつけられていない日がある	Δ	障害児数及びおやつについて、様式内に 記載する。	В	
(6)		日誌内容について、主な項目として下記が記載されている。 ② 単位ごとの開所時間 ② 職員配置状況(氏名、放課後児童支援員資格有無、勤務時間) ② 利用児童数 □ 障害児数 □ おやつ(材料やメニュー)について ② ケガや事故の記録				